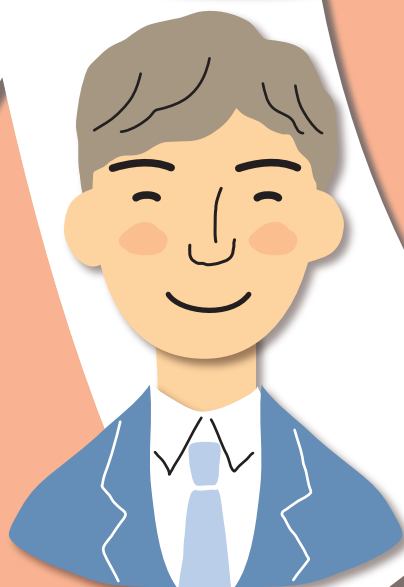
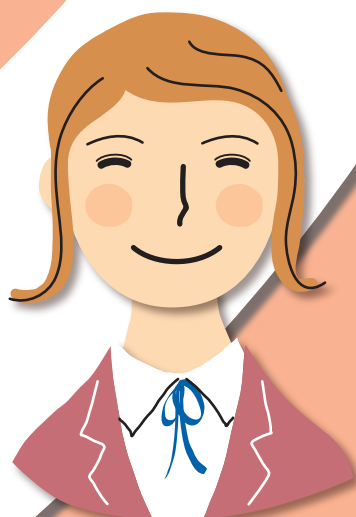
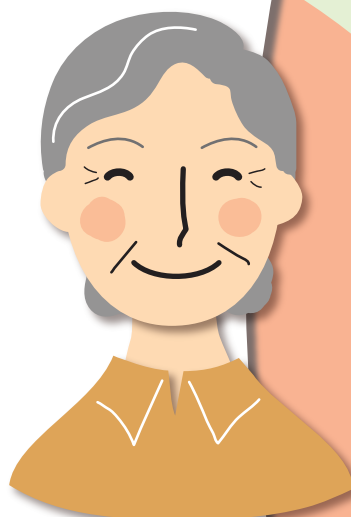
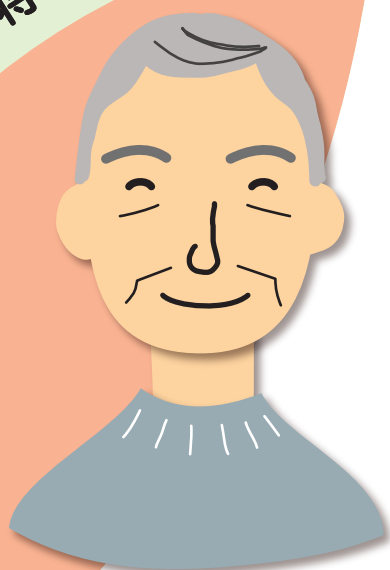


●任意後見制度 ●あんしんサービス ●法定後見制度

あんしん生活

将来の「あんしん」を支えます



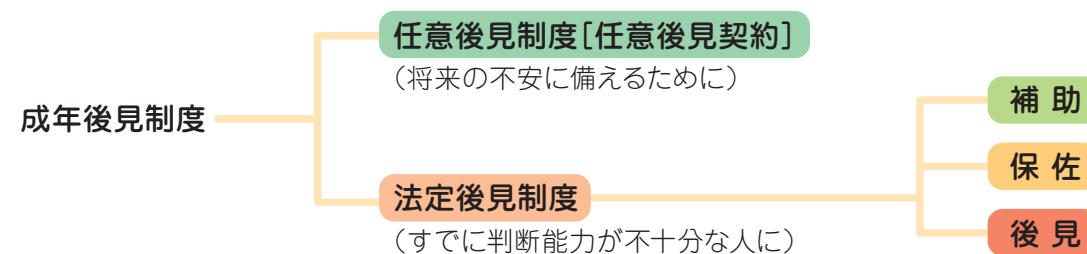
品川成年後見センター

も く じ

成年後見制度とは	2
チャートでみる 利用手続	3-4
チャートでみる 任意後見制度の流れ	5-6
元気なときから将来の不安に備える「あんしんの3点セット」	7-8
チャートでみる 法定後見制度の流れ	9-10
品川成年後見センターの事業	11-12
発見・相談から成年後見制度利用までの流れ 多層的な制度活用	
遺言書は最後の意思です	13
公正証書遺言の作成手順	14

成年後見制度とは

● 成年後見制度には、任意後見制度と法定後見制度の2つの種類があります。



任意後見制度

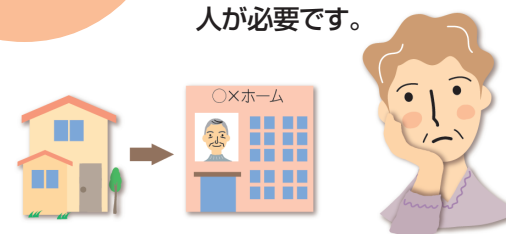
ひとりで決められるうちに、将来の認知症などに備え、あらかじめ自分が選んだ人（任意後見人）に、代わりにしてもらいたいことを契約で決めておく制度です。判断能力が低下してきた場合に、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じます。

法定後見制度

認知症などで判断能力が低下し、預貯金の管理や契約などの法律行為が難しくなった場合、家庭裁判所によって、成年後見人等が選ばれる制度です。本人の意思を尊重し、本人の利益を考えながら、保護・支援します。

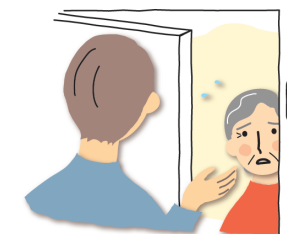
親と離れて暮らしています

田舎に残してきた母の認知症が進みました。とても心配ですが、遠方なので頻繁に帰れません。母のことを、私に代わりずっと支えてくれる人、安心してお金の管理を任せられる人が必要です。



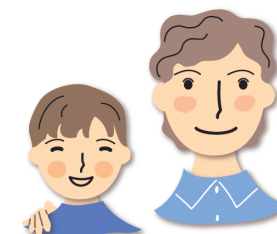
隣人の高齢者が騙されているのでは？

ひとり暮らしの高齢者が、何度も訪問販売で高価なものを買わされているようです。認知症が進み、消費者被害に遭っているようで心配です。



障害者と暮らしています

障害のある子どもと暮らしています。将来、子どもの世話ができなくなるときのことが心配です。

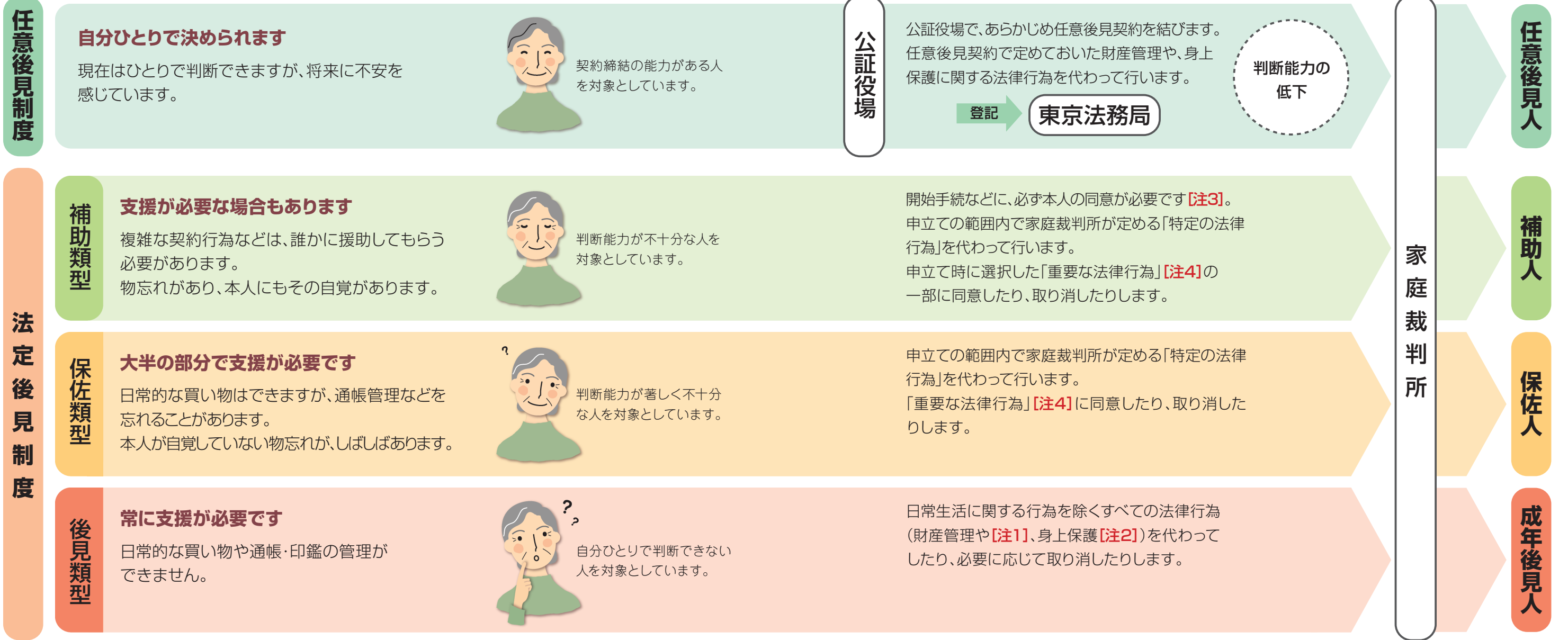


夫婦二人で暮らしています

子どもがいないので、いざというときに備えて、安心できるところへ財産管理などをお願いしておきたいのですが…。



チャートでみる 利用手続



家庭裁判所や監督人へ定期報告もいたします。

[注 1] 財産管理の内容です。
財産管理とは本人の資産や負債、収入および支出の内容を把握し、本人のために必要かつ相当な支出を計画的に行いつつ、資産を維持していくことです。

- ①不動産などの財産の管理、保存、処分など
- ②銀行やゆうちょ銀行など金融機関との取引
- ③収入(年金、給与、預貯金、生命保険など)、支出(公共料金、住宅ローン、税金、保険料など)の管理
- ④遺産相続、各種行政上の手続
- ⑤権利証や通帳など証書類の保管

[注 2] 身上保護の内容です。
身上保護とは、介護契約や施設入所契約など本人の身上的世話や療養看護に関することです。

●含まれるもの

- ①マンションなど本人の住居の確保に関する契約締結、費用の支払
- ②受診、治療、入院に対する契約締結、費用の支払や、医師から治療法などの説明を受ける際の同席
- ③老人ホームなどの施設の入退所、介護サービスなどに関する本人との話し合い、情報収集、契約締結、費用の支払、施設や介護サービスにおける処遇の監視と異議申立て
- ④介護保険などの社会保障給付の利用手続
- ⑤教育やリハビリテーションに関する契約締結、費用の支払

●含まれないもの

- ①毎日の買い物、食事の支度や部屋の片付け、身体介護
- ②マンションの賃貸契約の保証人
- ③入院や施設入所の際の身元保証人、身元引受人
- ④病気やけがの治療や手術・延命等についての同意

●本人しかできないこと
本人の本質的意思が必要な権利(遺言、養子縁組、認知、結婚、離婚等)

[注 3] このような場合に本人の同意が必要です。

	開始手続	代理権	同意・取消権
●補助	必要	必要	必要
●保佐	不要	必要	不要
●後見	不要	不要	不要

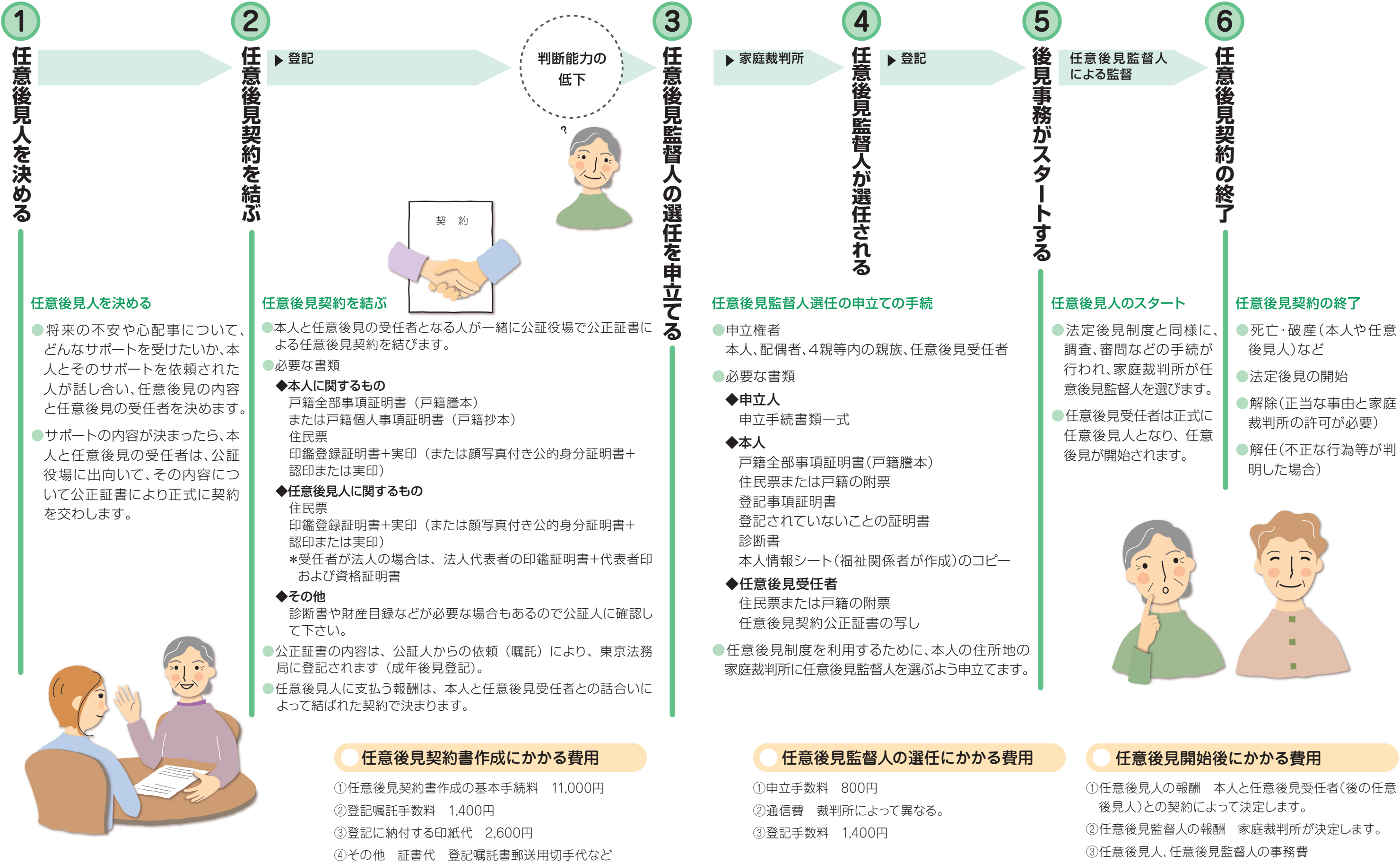
[注 4] 重要な法律行為 (民法 13 条 1 項) は以下の通りです。

- ①元本の領収・利用 ②借財・保証 ③不動産等の重要な財産の権利の得喪 ④訴訟行為 ⑤贈与・遺贈の契約、仲裁の合意 ⑥相続の承認・放棄・遺産分割 ⑦贈与・遺贈の拒絶等 ⑧新築・改築・増築・大修繕 ⑨特定期間を超える賃貸借

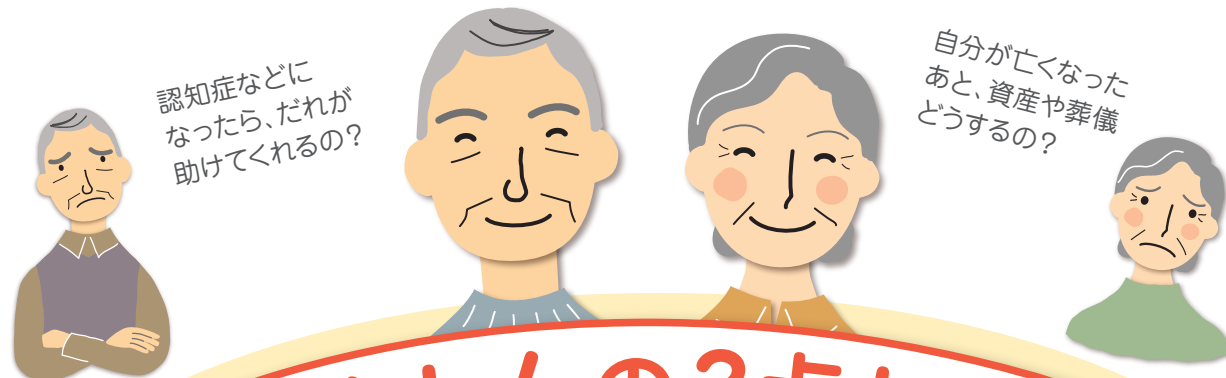
後見人の仕事は何ですか?
本人の同意が必要なのは?

チャートでみる 任意後見制度 の流れ

将来の不安に備えたい方



元気なときから将来の不安に備える 「あんしんの3点セット」



あんしんの3点セット

1 あんしんサービス契約

ご自宅への訪問などで、お元気確認をします。

2 任意後見契約

判断能力が低下したときに備えて、あらかじめ任意後見人を決めておきます。

3 公正証書遺言作成支援

亡くなったあと、あなたの希望を実現する遺言作成のお手伝いをします。
*任意後見契約、公正証書遺言作成は別途費用がかかります。

対象者

品川区民で
在宅の高齢者
(1人暮らし)
または夫婦世帯、
障害のある方

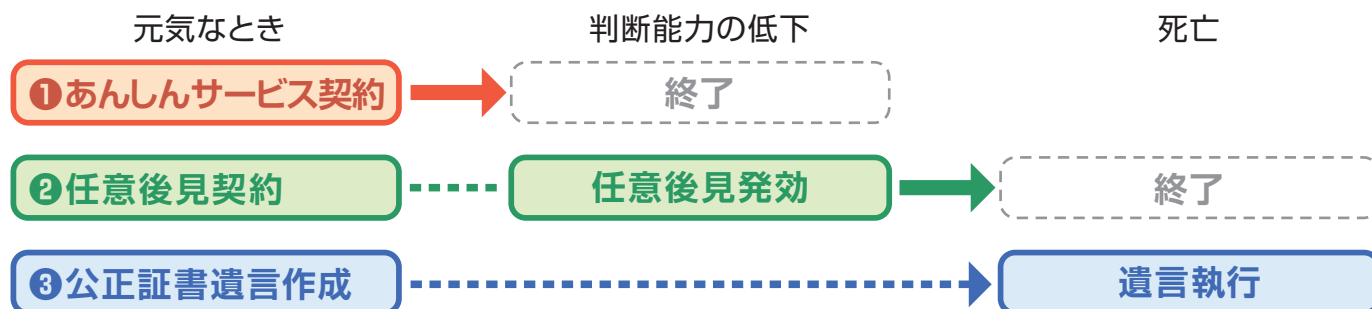
基本料金

契約手続料金 …… 無 料

基本料金1ヵ月 …… 無 料(お元気確認 月1回)

* 個別サービスは別途料金がかかります。

● あんしんの3点セットの流れ(判断能力の低下がみられた場合) ……



● あなたの健康状態により、こちらの流れは多少異なる場合があります。

1 あんしんサービス契約

月に1回、ご自宅に品川成年後見センターの支援員が訪問などを行い、あなたの健康状態を確認します。適切な時期に任意後見制度につなげます。その他、下記の個別サービスや重要書類などの預りを行います。



● あんしんサービス個別サービス ……

1回 500 円 + (交通費実費)

1時間 500 円 + (交通費実費)

※1時間以上は、30分毎に250円加算

福祉サービス 利用契約のお手伝い

介護保険の申請や福祉
サービスの利用手続

各種届出・ 取得のお手伝い

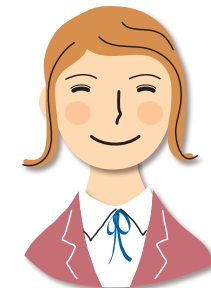
区役所などの手続きを
代行します

病院など 付き添いのお手伝い

病院の同行をします
介護が必要なときは
他機関と連携します

入院手続の お手伝い

入院手続の
代行をします



必要とする
サービスは
ありますか?

※事前の申し込みが必要です。

2 任意後見契約

p. 5—6

あなたと品川区社会福祉協議会(以下当会)が公正証書で任意後見契約を結びます。あなたの判断能力が低下したときに、当会が任意後見人となり援助していきます。

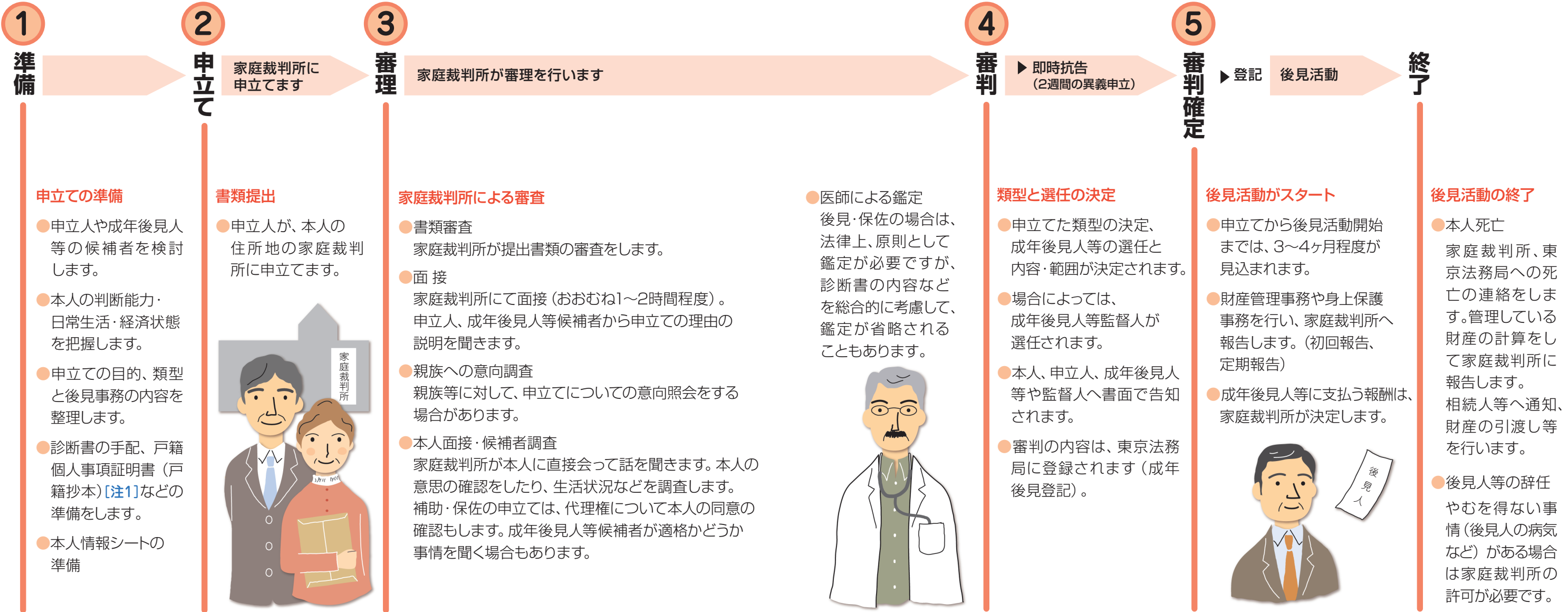
3 公正証書遺言作成支援

p. 13—14

公正証書遺言を作成すると、死亡後あなたの希望された葬儀や相続などが実行されます。当会が遺言執行者、葬儀執行者になることができます。

チャートでみる 法定後見制度 の流れ

すでに判断能力が不十分な方



○ 申立てをすることができる人
本人、配偶者、4親等内の親族 **[注2]**、任意後見受任者、区市町村長など

○ 申立てに必要な書類・金額など
① 申立書類 様式は家庭裁判所ホームページよりダウンロード可。
● 補助・保佐・後見 開始等申立書
● 申立事情説明書
● 親族関係図
● 本人の財産目録およびその資料
● 本人の収支状況報告書およびその資料
● 後見人等候補者事情説明書
● 親族の同意書

② 診断書（成年後見制度用）、診断書付票、本人情報シート（福祉関係者が作成）のコピー
③ 本人の戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）
④ 本人の住民票または戸籍の附票 **[注3]**
後見人等候補者の住民票または戸籍の附票
⑤ 登記事項証明書（登記されていないことの証明書）
⑥ 愛の手帳のコピー（交付を受けている方のみ）
⑦ 費用 ● 申立時 収入印紙 3,400～5,000円
郵便切手 4,000円（後見）または5,000円（保佐・補助）
● 申立後 鑑定費用（実施される場合のみ）10～20万円程度
※②～⑤は申立てから3か月以内のもの
※令和7年7月現在（必要な書類、金額などは変更になる場合があります。）

○ 成年後見人等候補者を記載する場合、左記の書類の他に用意するもの
① 成年後見人等候補者の住民票（マイナンバー記載のないもの）または戸籍の附票／本籍のある区市町村の戸籍担当係

[注1] 戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）
戸籍原本の中で必要な人の部分だけを写したものです。本籍地の区市町村戸籍担当係で発行します。

[注2] 4親等内の親族とは、主に次の人たちになります。
● 親 祖父母 曾祖父母 子 孫 ひ孫
● 兄弟姉妹 おじ おば 甥姪 いとこ
● 配偶者の 親 祖父母 曾祖父母 子 孫 ひ孫
● 配偶者の 兄弟姉妹 おじ おば 甥姪 等

[注3] 戸籍の附票はどこで？
戸籍に記載されている人の現住所等が記載された書類です。本籍地の区市町村戸籍担当係で発行します。

品川成年後見センターの事業

成年後見センター事業

利用者本人の意向や判断能力・生活状況等に応じて必要な支援を行えるよう、成年後見制度、福祉サービス利用援助事業、公正証書遺言作成支援等を柔軟に組み合わせ、総合的なサービス提供を行います。また、成年後見制度の中核機関として、品川区とともに成年後見制度の普及啓発、相談業務を行います。

(1) 相談・手続支援

申立人や後見人になる親族がいる場合には、成年後見制度やその利用の手続を案内し、必要な支援を行います。また、申立人や後見人になる親族がいない場合には、次の成年後見制度によるサービスを提供します。

① 任意後見

将来の不安に備える「任意後見契約」を希望する場合は、社協が任意後見受任者となり、「あんしんサービス契約」・「公正証書遺言」と組み合わせサービスを提供することで、高齢者の不安に応えます。

※あんしんサービス契約

身近に親族がいない高齢者や障害者に対して、定期的に訪問し、日常生活の維持に必要な各種手続の代行等の支援を行います。

② 法定後見

支援が必要であると判断された場合は、区と連携して積極的に区長申立てを活用し、社協が「法人後見人」等を受任、または市民後見人や関係団体に依頼するなどし、制度利用を促進します。

(2) 成年後見センター運営委員会による円滑で適正な制度運営の担保

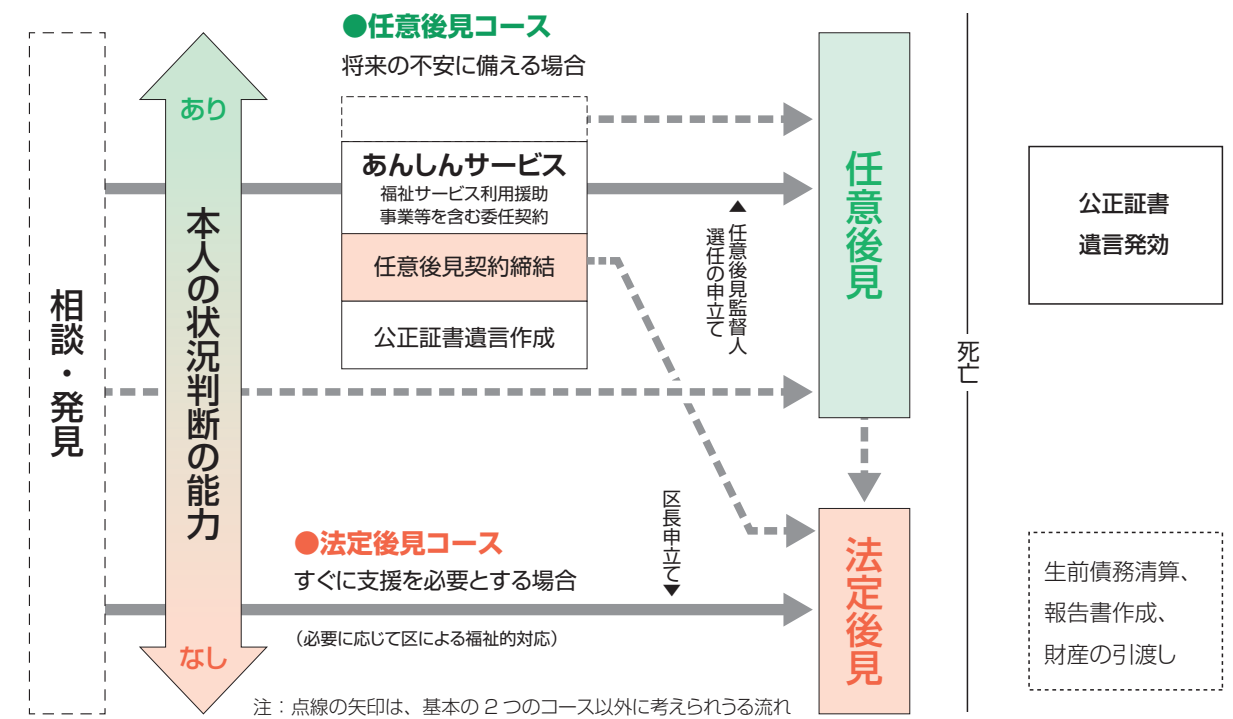
学識経験者、医師、法律・福祉・行政関係者等からなる「品川成年後見センター運営委員会」を組織し、区社協による後見受任の適否や提供しているサービス内容等の必要な事項の審査および事業の監査を行っています。

あんしん居住サポート事業

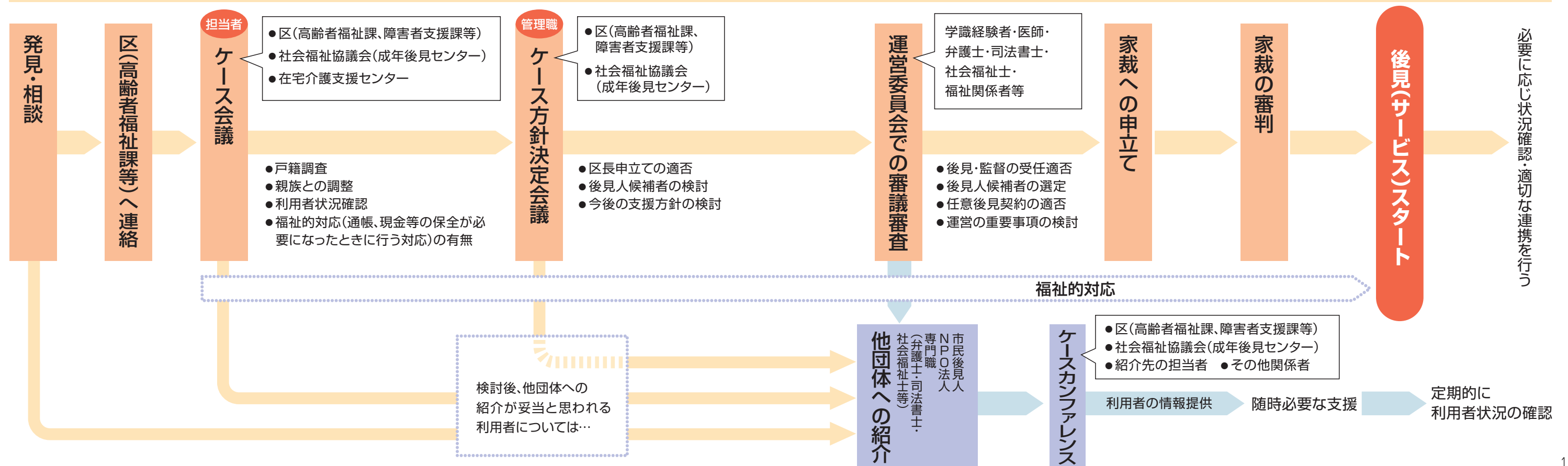
区の高齢者住宅生活支援サービス事業の委託を受けて、住宅の確保に困窮している高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、見守り等の生活支援から死亡時における家財撤去等および葬儀等支援までの一体的なサービスを提供します。

多層的な制度活用

制度活用図



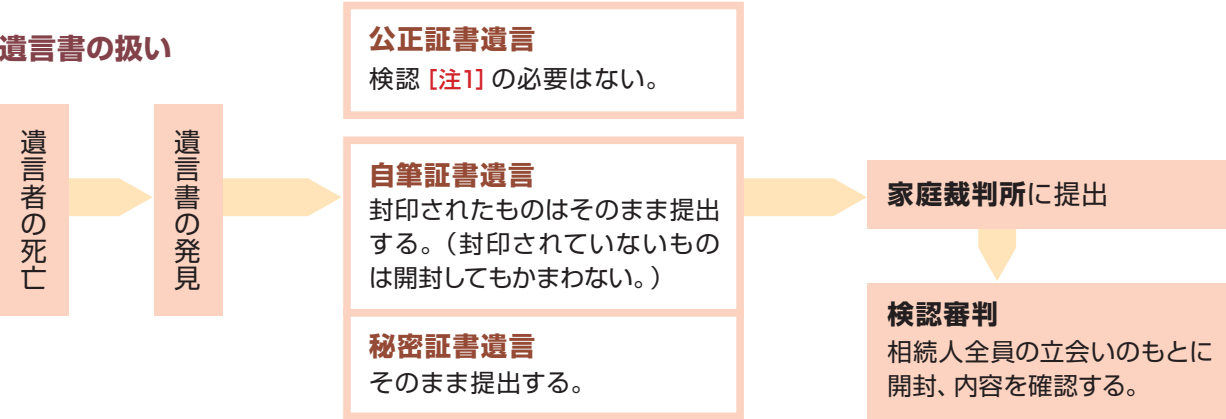
発見・相談から成年後見制度利用までの流れ



遺言書は最後の意思です

遺言はあなたの最後の意思を、残された人に伝え実現してもらうためのものです。
遺言は死亡直後から発効するので、相続や葬儀、埋葬の方法なども、あなたの希望が実行されます。

遺言書の種類



公正証書遺言

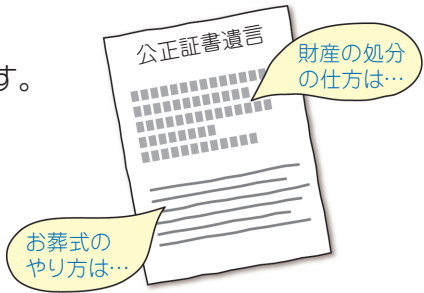
確実さを重要視する公正証書遺言のメリット、デメリットを紹介します。

●メリット

- きわめて強力な証拠力があり、裁判になっても立証の必要がありません。
- 公正証書の原本は、公証役場に保存されますから紛失、偽造、変造などの心配がいりません。
- データ化されているので、相続人であることを証明すれば全国どここの公証役場に行っても遺言の有無の検索、原本に基づく内容の確認ができます。
- 遺言者が公証役場に出向けないときは、自宅や病院に出張してくれます。(日当などがかります)
- 家庭裁判所の「検認」が不要となります。(民法 1004 条 2 項)

●デメリット

- 自筆証書遺言と比較して、定められた手続を要し、費用がかかります。
- 2 名の証人（相続人や財産を受け取る人以外）が必要となります。



[注 1] 検認とは、家庭裁判所が遺言書の存在と内容を確認することです（民法 1004 条 1 項）。これは遺言が執行される前に遺言書の状態を確認し、偽造、変造を防ぐために行われるものです。なお、検認は上記のように一種の証拠保全手続なので、遺言書の内容の有効性を確認するものではありません。したがって検認を受けたから遺言が有効であるとは限りません。

公正証書遺言の作成手順

公正証書遺言の手続には、申請時と作成時の計2回公証役場に行く必要があります。

申請時に必要なもの 申請は内容を伝えられれば代理の方でも可能です。

- (1) 遺言者の印鑑登録証明書
- (2) 遺言者と相続する人の関係がわかる戸籍謄本
- (3) 土地建物の登記簿謄本（借地の場合は土地賃貸借契約書）
- (4) 土地建物の固定資産税納付通知書
- (5) 預貯金（預け先）、有価証券などの明細を記載したメモ
- (6) 遺言内容の確定 ・財産の処理 ・祭祀の主宰者の指定 ・遺言執行者の指定 など

作成時に必要なもの 本人が公証役場に行けない場合、公正証書作成手数料が1.5倍になります。

- (1) 遺言者の実印
- (2) 証人 2 人の立会い
- (3) 証人の印鑑（認印で可）
- (4) 費用
 - ①公正証書作成手数料
 - ②証人を紹介してもらう場合の謝礼金（証人1人につき 5,000 円から 6,000 円程度）
未成年者・推定相続人、受遺者およびその配偶者・直系血族は証人になれません。
適当な人がいない場合は、公証役場で紹介してもらえます。

遺言者が1人の相続人または受遺者に全財産を承継させる場合の計算方法

計算例：遺産総額5,000万円の場合

手数料	29,000円
遺言加算	11,000円
正本謄本代	約3,000円
合計	約43,000円

公正証書作成手数料

法律行為の目的価額	手数料
100万円まで	5,000円
200万円まで	7,000円
500万円まで	11,000円
1,000万円まで	17,000円
3,000万円まで	23,000円
5,000万円まで	29,000円
1億円まで	43,000円

上記を超えるときは超過額5,000万円までごとに、次の金額が加算されます。

3億円まで	13,000円
10億円まで	11,000円
10億円を超えるもの	8,000円

注：目的の価額は相続人または受遺者1人ごとに計算され、合計額が1億円までは、11,000円が加算された金額になります。

成年後見制度に関するお問合せ

■成年後見制度の申立てに関すること

- ・後見サイト 東京家庭裁判所後見センター

■ 任意後見契約、公正証書遺言に関すること

- ・日本公証人連合会

Tel. 03-3502-8050

【最寄りの公証役場】

- | | | | |
|----------|---------------|------------|-------------------|
| ・大森公証役場 | 大田区大森北1-17-2 | 大森センタービル2階 | Tel. 03-3763-2763 |
| ・目黒公証役場 | 品川区上大崎2-17-5 | デルダンビル5階 | Tel. 03-3494-8040 |
| ・五反田公証役場 | 品川区東五反田5-27-6 | 第一五反田ビル3階 | Tel. 03-3445-0021 |

■ 登記事項証明書の交付申請に関すること

- ・東京法務局 後見登録課
- ・東京法務局ホームページ

Tel. 03-5213-1360(直通)

まずはお気軽にご相談ください

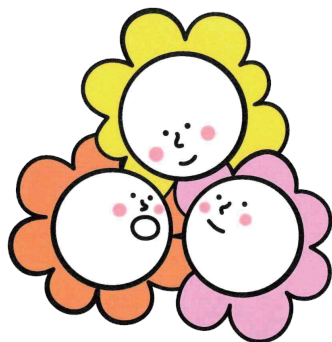
Tel. 03-5718-7174 Fax. 03-6429-7600

●月～金(祝日を除く)午前9時～午後5時 ●面接相談をご希望の方は、お気軽にご相談ください。

ーこのパンフレットの内容に関するご相談・お問合せー

品川区社会福祉協議会 品川成年後見センター

〒140-0014 品川区大井 1-14-1 大井1丁目共同ビル4階



品川区社会福祉協議会
公式キャラクター

